

(参考)

協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件

(令和七年四月三十日農林水産省告示第六百七十四号)

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年農林水産省告示第千六百九十三号）は、廃止する。

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。

一方、今後、我が国の食料・農業・農村については、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減など、これまで経験したことのない課題に直面していくこととなる。

現在、社会全体が急速に変化し、「変動性」「不確実性」「複雑性」が取り巻く時代の中で、あらゆる事態を想定し、国民に食料を安定的に供給し続けられるよう環境整備を図るためにも、新たな食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の下、農業の生産性向上と持続可能性の両立や農村地域社会の維持という難しい社会課題を克服しなければならない。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。

また、普及指導員がその特性を十分に発揮するためには、普及指導に係る業務に必要な資質を有する職員を継続的に育成・確保するとともに、国と都道府県とが、協同で実施する事業として十分に連携・情報共有を図り、それぞれの役割を果たすことが重要である。協同農業普及事業において、国は事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全体的な資質の確保及び向上等の役割を担い、一方、都道府県は地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進、就農促進に資する研修教育の提供等の役割を担っている。国及び都道府県は、こうした役割を認識し、今後の協同農業普及事業の運営を行うものとする。

第二 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

一 基本的な課題

協同農業普及事業は、国の施策の展開方向及び地域農業の状況に鑑み、公的機関が担うべき役割を踏まえ、次に掲げる課題を基本とする。

1 担い手の育成・確保

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けられた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。その際、特に経営管理能力の向上に向けた指導、地域の農業者に対する農作業安全に関する研修の推進を図るものとする。

また、女性の農業経営への参画及び農村における活躍のほか、農業支援サービスや多様な人材の活用のための取組を推進する。

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用等を通じて農業生産性の向上を図るとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産基盤の強化に向けた取組を推進する。

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動に対する適応策の推進、営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減、総合防除等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の適正利用等を通じた使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等「みどりの食料システム戦略」（令和三年五月十二日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向けた新たな技術導入の取組を推進する。

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料について国内資源の利用拡大等を通じた国際価格の影響を受けにくい生産体系の構築、農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保、家畜伝染性疾病予防、病害虫・雑草の発生予防及びまん延防止の対策等を通じた食料の安定供給に向けた取組、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進する。

5 農村の振興

むらづくり協議会等地域ぐるみの話し合いを通じた地域計画の実現等に向けた合意形成支援のほか、地域資源の発掘、他分野との連携、六次産業化等の取組を通じた所得の向上・雇用機会の確保、農福連携、中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策等農村の実態や要望に応じた取組を推進する。

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

また、地震や豪雨等の自然災害に対する備えを強化する取組やこれら災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

二 活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組むことを基本とする。

1 基本的な課題に対応した取組の推進方向

一の課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進、農業支援サービスの活用の促進、マーケットインの生産体制の構築に当たっては、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援並びに新規就農者の受け皿となる農業経営体の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すための技術及び知識の習得機会の確保や、外国人材の円滑な受入れを促すための適切な労務管理の実施等の支援を推進する。

(2) スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術の活用を通じて農作業の効率化等の効果を十分に発揮するためには、新たな生産方式の導入を併せて行うことが重要となる。このため、地域の生産環境に応じたスマート農業技術及び生産方式に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、これらの導入に向けた計画づくり等に対する伴走支援を推進する。

(3) 農業支援サービスの活用の促進

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題への対応として、専門作業の受注、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用の促進が重要となる。このため、農業支援サービス事業者に対しては、産地情報の提供等により農業者等が持続性の高い農業支援サービスを受けられるよう支援を行うとともに、農業者等に対しては、農業支援サービス事業者に関する情報や当該サービスの活用を通じて農業生産資材コストを低減する経営手法に関する情報の提供等を行うことにより、農業支援サービスの活用の促進を図る。

(4) マーケットインの生産体制の構築

加工・業務用需要や海外需要が拡大傾向で推移していることに加え、有機農産物を含む環境への負荷の低減に資する農産物の消費拡大の必要性に鑑み、食料システム関係者等との連携の下、産地における労働力等農業者や農村の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットインの生産体制の構築を推進する。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策の情報を含めて情報提供を行うものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進する。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関への情報発信を推進する。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行うものとする。

(2) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るためには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進する。

また、活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行い、地域モデルや新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画（（5）の「普及指導計画」をいう。）の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

(3) 試験研究機関との連携強化

都道府県、独立行政法人、大学、民間企業等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員（第三の二の「農業革新支援専門員」をいう。（5）において同じ。）を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすものとする。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(4) 都道府県間の連携等

都道府県は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫防除等に関して都道府県が持つ知見、経験等の共有を図る。

(5) 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動がより高い成果を得るためには、普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、このうち外部評価結果を公表するものとする。さらに、これら評価結果を、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うものとする。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち、食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するもの等、特に重

要な課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(6) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、その成果等を有効に活用するものとする。

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

一 普及指導員の配置

都道府県は、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、経験豊富な普及指導員の再雇用等を進めるとともに、普及指導活動への理解醸成や社会的認知度の向上等を通じて新たな人材の確保や若手職員の意欲の向上を図ることにより、十分な人員を配置するよう配慮するものとする。

また、配置に当たっては、第四の二に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう配慮するものとする。

二 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と協力しつつ重点プロジェクトの推進に当たるものとする。

第四 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、第二の一に示す普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に向け、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

一 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するものとする。

二 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業等主要な農業技術、規模拡大や法人化等に要する農業経営及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識並びに効果的に普及指導活動を展開するための

ファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する能力等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

三 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者・関係機関との交流等を通じた情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術の習得、関係者との人脈の形成を積極的に図るものとする。

普及指導員に対する研修については、国と都道府県との役割分担を踏まえ、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じたものとなるよう計画的に実施するとともに、研修への参加を積極的に促すものとする。その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るための体制の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成に配慮するものとする。

また、経験豊富な普及指導員やICT等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、オンライン研修、OJT、派遣研修等を行うほか、国や外部機関が行う研修等を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五 普及指導センター等の運営

普及指導センター等については、次に掲げる事項を基本として運営するものとする。

一 普及指導センター

普及指導センターについて、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備するものとする。また、普及指導センターが、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を始めとした農業技術及び農業経営に関する情報発信・相談窓口として、また、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関のハブ機関として機能するよう運営するものとする。その際、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

二 農業革新支援センター

農業革新支援専門員の活動拠点として、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援する農業革新支援センターを整備するものとする。

三 普及指導センター等の名称

一及び二の機関の名称が普及指導センター及び農業革新支援センターではない場合、当該機関の機能が農業者等に分かるよう配慮するものとする。

第六 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設の運営に当たっては、都道府県内の地域農業の状況を踏まえ、普及指導センターや農業革新支援センター、試験研究機関、関係機関等と連携し、卒業後に就農する学生や社会人を含む幅広い世代の就農希望者の増加に資する取組を着実に実施できるよう次に掲げる事項を基本として行うものとする。

一 研修教育の内容の充実強化等

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）、農産物輸出及び経営管理に関する教育並びに企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術及び有機農業を含む環境と調和のとれた農業に関する研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

二 就農支援の取組の推進等

農業者研修教育施設においては、学生等のニーズや地域の農業実態等に応じた支援を行うこととする。農家出身でない学生や学生の雇用を希望する法人が増加していることを踏まえ、雇用就農を円滑に推進するため、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチングを行う。また、親元就農や新規参入を目指す学生も含め、普及指導センター等の関係機関との連携等により就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう、継続的な支援を行うものとする。

三 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業者研修教育施設において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

四 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、都道府県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

五 農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

農業者研修教育施設は、当該施設の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センター等の関係機関との連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

六 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第七 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。